

## 地域ねこ計画：ねこを飼う

「生活環境侵害苦情」と「ねこの飼い方3原則」



古くからねこは人のために働き、人の役に立つ動物でしたが、人の環境も自由に徘徊します。

法律の厳しい罰則が、ねこの飼い主に対するよりも、犬の飼い主にたくさんあります。しかし、鑑札票の装着や手綱・係留など守られないことも多いので自ずと苦情が起ります。地域の環境で生活する上で、犬よりも規制が緩いねこだけに、ねこの飼い主さんにはルールを守るためのさまざまな工夫が必要です。

ねこは本来単独で気ままに暮らします。その習性が魅力的に思われると同時に、誤解もうけます。個人生活を大事にする風潮の強い都市生活者には、人間の命令に従う犬と比べ、飼い主ときままな「横型」の関係を築けるねこの人気が高くなっています。

人もねこもその数が多く集まると、数にスライドして苦情も多くなります。東京都にはフン・尿・鳴き声・ゴミあさりなど、年間約1万件もの生活環境侵害苦情が寄せられます。

ねこは自分が生活する縄張りを持ち、自分のテリトリーを知らせるために、尿で臭いをつけます。同じように自分を知らせるため、人目につくところに糞をすることもあります。

尿の臭いは不妊や去勢手術をすることで防ぐことができます。

ねこの求愛の鳴き声も本能や生態に根ざしたものですから、不妊や去勢手術の後はおだやかになります。

ねこの習性に、大変強い好奇心があります。例えばお腹がすいていなくても袋があるとゴミをあさります。

皆さまのそばで暮らすねこは、どのように愛されているのでしょうか。もしくは管理などがされているのでしょうか？あるいは、ご近所から苦々しく、ご迷惑に思われているのでしょうか？

人のために働き人の役に立つ動物として、飼いならされ、増やし続けられたねこたちに、生活環境侵害苦情をつぐなわなければならない「罪」があるのでしょうか？

そこで、ねこの飼い方「3原則」が考えられました。多くの苦情の元になってしまうノラネコ問題を解決するため、まずその前に、ペットのねこの飼い主さんが責任を持った飼い方をしなくてはいけないという考えに基づいています。

東京都の「都市での望ましい猫飼育のあり方」では、事故や感染症からねこを守り、みだりな妊娠を控える「1.屋内飼育」。飼い主の責任をはっきりさせる「2.身元の表示」。不幸な命を生みださない「3.不妊去勢手術の実施」…、を飼いねこの飼い方3原則としました。

その後には東京都は、外で生きてしまっているノラネコ対策として、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を打ち出しました。いわゆる、市民が任意にすすめていた「地域ねこ計画」のバックアップです。

地域ねこの前の、ノラネコの、そのルーツをたどると飼いねこです。

